

産業廃棄物処理計画書	
令和 8 年 6 月 3 0 日	
呉市長 殿	
提出者	
住所 広島市中区八丁堀2-31	
氏名 株式会社 鴻池組 広島支店	
執行役員支店長 大本 一城	
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号 082-228-1161	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	株式会社 鴻池組 広島支店
事業場の所在地	広島市中区八丁堀2-31
計画期間	令和 8年 4月 1日～令和 9年 3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	総合建設業（D06）
②事業の規模	13,491百万円（令和7年1月～12月の完工高）
③従業員数	86名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別添1 処理工程図のとおり

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図) 別添 2 管理体制図のとおり			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度（令和 7 年度）実績】		
	産 業 廃 棄 物 の 種 類	別紙集計表のとおり	
	排 出 量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・省梱包、無梱包の依頼・再利用可能な梱包材の使用依頼・工事事務所での加工を減らし、工場で加工させ端材の発生抑制をする・木製型枠の代わりにメタル型枠等を使用する・工法を検討し、極力産業廃棄物が発生しない工法の採用を施主に提案する		
②計画	【目標】		
	産 業 廃 棄 物 の 種 類	別紙集計表のとおり	
	排 出 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・これまでの取り組みをさらに推進する		
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) がれき類、金属くず、紙くず、繊維くず、石膏ボード、廃プラスチック類、石綿含有建材等をボックスにより分別を実施している		
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 上記に加え可能な限り分別を行うが、工事事務所の敷地により分別品目に制限が発生する場合もある		

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和7年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組） なし		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和7年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
（今後実施する予定の取組） なし			

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和7年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組） なし		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和7年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙集計表の通り	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	（これまでに実施した取組）		

②計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類	別紙集計表の通り		
	全処理委託量	t		t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t		t
	再生利用業者への 処理委託量	t		t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t		t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t		t
	(今後実施する予定の取組)			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別添 1 処理工程図

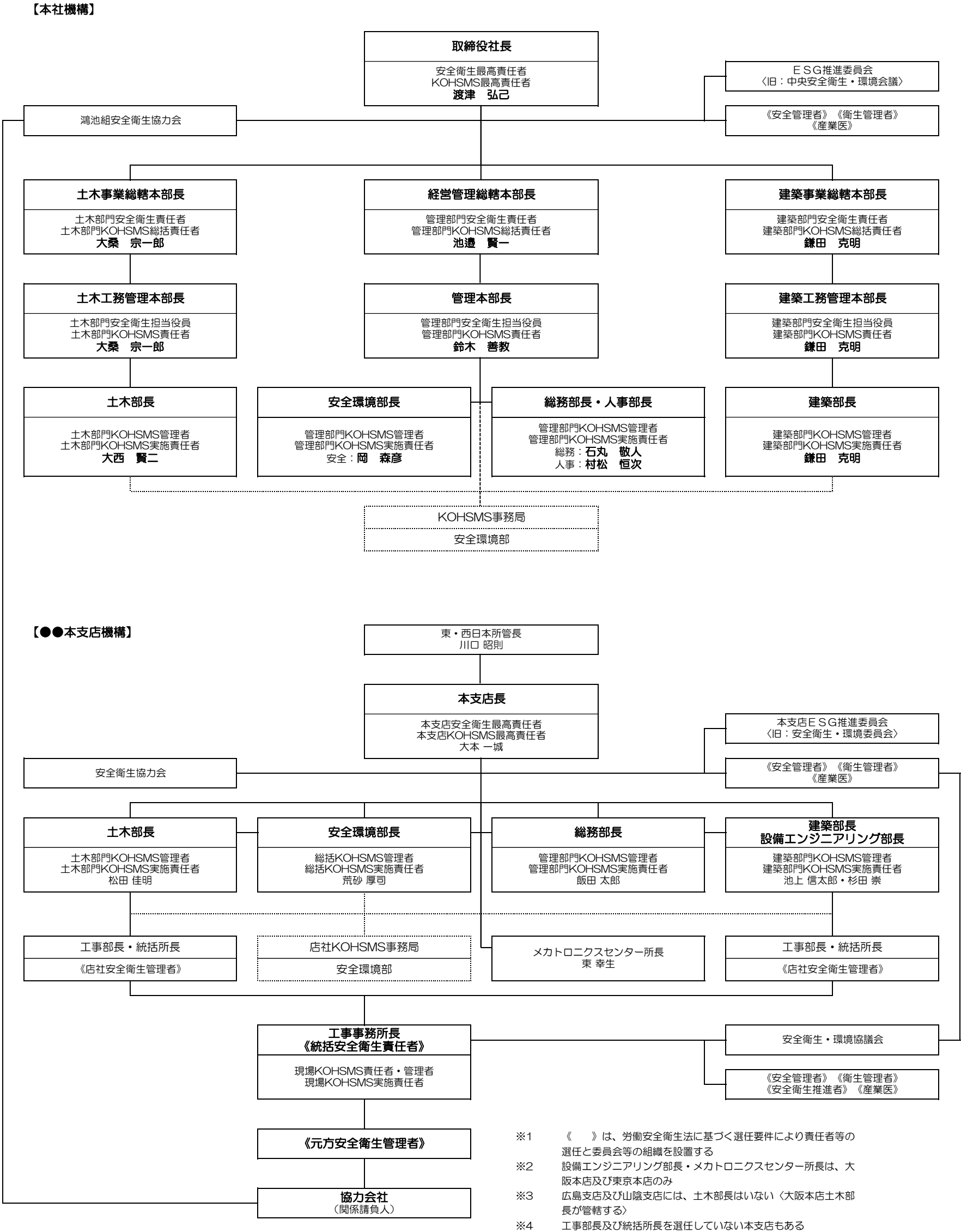
工事事務所毎に産業廃棄物処理委託契約書を収集運搬業者、産業廃棄物処理（中間・最終）業者と各々締結し、産業廃棄物の種類毎にマニフェストを発行し、処理を委託する。

委託した産業廃棄物は、中間処理施設を経て、リサイクル又は最終埋立処分が行われる。

中間処理施設と最終処分場との委託契約及びマニフェストの発票は、中間処理業者が行っている。

2026.1.1 改定

(株)鴻池組安全衛生管理組織機構図



産業廃棄物処理計画書（第2面～第5面）別紙

単位:トン(t)

[illegible]